

喬木村ゼロカーボン推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの普及を促進することにより、脱炭素化を推進し、もって喬木村における2050年ゼロカーボン化を達成するため、住宅又は事業所の整備等に要する経費に対し補助金を交付することについて、喬木村補助金交付規則（昭和45年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備 太陽電池その他の設備を用いて太陽光エネルギーを直接電気に変換するもの（電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気事業の用に供されるものを除く。）をいう。
- (2) 蓄電池 国が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業の対象製品として登録された蓄電池をいう。
- (3) 電気自動車等 国が行うクリーンエネルギー自動車(CEV)導入促進補助事業において補助の対象となる機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録された電気自動車又はプラグインハイブリット自動車をいう。
- (4) 太陽熱温水器 建物の屋根等に設置され、太陽光エネルギーを集熱器により吸収して温水を作り、建物に給湯する機器をいう。
- (5) 対象者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 太陽光発電設備を喬木村の区域に存する建物その他の適した場所に設置した者
 - イ 喬木村の区域に存する建物その他の適した場所に設置された太陽光発電設備により発電された電気を蓄える目的で、蓄電池を喬木村の区域内の適した場所に設置した者
 - ウ 電気自動車等を購入又はカーリース契約により借用した者
 - エ 太陽熱温水器を喬木村の区域に存する建物の屋根等当該温水器の設置に適した場所に設置した者
- (6) 建物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物をいう。
- (7) カーリース契約 事業者が、対価を得て電気自動車等を使用させる契約であって、使用期間の開始の日以後に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものであり、かつ、次の

いずれかに該当するものをいう。

ア 当該契約が満了する際に電気自動車等の所有権が電気自動車等の利用者に移転することが約されたもの

イ 当該契約の期間が電気自動車等の法定耐用年数を超えるもの

(8) 残価設定型クレジット契約 ローン終了時点における車の価値を事前に定め、その金額を差し引いた金額を分割返済していく契約であり、その契約期間が5年以上であるもの

(補助金の交付)

第3条 村長は、予算の範囲内において対象者に補助金を交付する。

2 補助金の交付は、対象者が行う1つの設備等の設置又は電気自動車等の購入若しくはカーリース契約に基づく借用につき行うものとする。

3 次に各号に該当する者には、補助金を交付しない。

(1) 納付すべき村税を納付していない者

(2) 設備等の設置において、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の規定に違反している者

(3) 国、都道府県、又は市町村

(補助対象設備、補助要件、補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象設備、補助要件、補助対象経費及び補助金額は、それぞれ別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により、算出した補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、喬木村ゼロカーボン推進補助金交付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に別表第2に掲げる書類及びその他村長が必要と認める書類を添付し村長に提出しなければならない。

2 申請書は、規則第12条に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

3 申請書は、村税の納税の状況調査の同意書を兼ねるものとする。

(交付決定)

第6条 村長は、申請書の提出があったときは、申請書の内容について調査し、及び確認した上、補助金を交付するか否かを決定し、書面により申請者に通知する。

(補則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(要綱の廃止及び経過措置)
- 2 喬木村住宅用太陽光発電システム・蓄電システム設置補助金交付要綱（平成31年告示第 5 号）は、令和 7 年 3 月 31 日限りで廃止する。ただし、この要綱の施行日前に太陽光発電システム又は蓄電システムを設置するため、設置業者と工事契約を締結した者については、廃止前の規定の例による。
- 3 喬木村住宅用太陽熱温水器設置補助金交付要綱（平成24年告示第 1 号）は、令和 7 年 3 月 31 日限りで廃止する。ただし、この要綱の施行日前に太陽熱温水器を設置するため、設置業者と工事契約を締結した者については、廃止前の規定の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

1 太陽光発電設備

補助対象設備	太陽光発電設備
補助要件	発電した電気の全てを売電する設備でないこと。
補助対象経費	設備費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
補助金額	1kW当たり4万円。ただし、当該1kW当たりの額に太陽光パネル（太陽光発電設備を構築する設備の一部であって太陽光エネルギーを直流電流に変換するものをいう。）の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値（キロワット単位とし、小数点第2位未満の端数は切り捨てるものとする。）を乗じて算出した額とする。上限額30万円。

2 蓄電池

補助対象設備	蓄電池
補助要件	(1) 国が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 支援事業の対象製品として登録されたものであること、 (2) 自己の所有する太陽光発電設備で発電した電気を蓄電しているものであること。ただし、太陽光発電設備が他の者の所有物であっても、当該所有する者の同意があったときは、補助金の交付対象とする。
補助対象経費	設備費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
補助金額	補助対象経費の3分の1の額。上限額30万円。

3 電気自動車等

補助対象設備	電気自動車又はプラグインハイブリット自動車
補助要件	(1) 未使用車であること。 (2) 国が行うクリーンエネルギー自動車(CEV)導入促進補助事業において補助の対象となる機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録された電気自動車又はプラグインハイブリット自動車であること。 (3) 自動車検査証記録事項の使用の本拠が喬木村内であること。 ただし、電気自動車等を購入又は借用する者が村内に本社若しくは営業所等を有する法人、又は個人事業主等である場合で、かつ、その者が道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を行う者である場合は、主たる営業区域を喬木村とする車両であること。 (4) カーリース契約による借用の場合は、契約締結から交付申請時までの間に交付相当額以上のリース料の支払を終えた車両であること。 (5) 残価設定型クレジット契約による購入の場合は、契約締結から交付申請時までの間に交付相当額以上の返済を終えた車両であること。
補助対象経費	購入費又はカーリース契約に基づくリース料（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
補助金額	電気自動車等のバッテリーの最大容量値に1万円を乗じて得た額。上限額20万円。

4 太陽熱温水器

補助対象設備	太陽熱温水器
補助対象経費	設備費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
補助金額	補助対象経費の3分の1の額。上限額15万円。

別表第2（第5条関係）

交付申請書添付書類	
(1) 太陽光発電設備	
ア	設備設置について設置業者と工事契約を締結したことが分かる書類
イ	設備設置に係る費用の支払総額及び内訳の分かる書類
ウ	設置した建物の外観と当該設備の設置状況が分かる複数の箇所の写真
エ	太陽電池パネルの設置枚数、設備の最大出力等を明示した配置図
(2) 蓄電池	

ア	設備設置について設置業者と工事契約を締結したことが分かる書類
イ	設備設置に係る費用の支払総額及び内訳の分かる書類
ウ	設置した建物の外観と当該設備の設置状況が分かる複数の箇所の写真
(3) 電気自動車等	
ア	電気自動車等の購入について販売業者と契約を締結したことが分かる書類
イ	電気自動車等の購入に係る費用の支払総額及び内訳の分かる書類
ウ	自動車検査証記録事項の写し
エ	自動車登録番号と自動車の外観が分かる写真
オ	購入する者が個人事業主の場合は、事業所得があることが確認できる書類
カ	購入する者が村内に本社、営業所等を有する法人、個人事業主等である場合で、かつ、その者が道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を行うものである場合は、村内の本社、営業所等施設の所有権又は使用权を有することを証する書類
キ	カーリース契約による借用の場合は、カーリース事業者と締結した契約の内容及び契約期間が分かる書類
ク	カーリース契約による借用の場合は、契約締結から交付申請時までの間に支払を行ったリース料の支払総額及び内訳が分かる書類
ケ	残価設定型クレジット契約による購入の場合は、契約締結から交付申請時までの間に支払を行った返済金の支払総額及び内訳が分かる書類
(4) 太陽熱温水器	
ア	設備設置について設置業者と工事契約を締結したことが分かる書類
イ	設備設置に係る費用の支払総額及び内訳の分かる書類
ウ	設置した建物の外観と当該設備の設置状況が分かる複数の箇所の写真